

元実務家大学教員の学校等での活動実績・教育実践に関わる研究業績(平成26年度～)

番号	調査番号	専任等区分	職位	氏名	学校現場等での活動実績		実践的内容に関する論文(査読有)
					年月	内容	
1	26	実専他	教授	坂口 京子	平成23年4月～平成27年3月	静岡県公立中学校 授業分析／ 静岡大学教育学部附属小学校 授業分析	「言語力育成における「選択する・再出する行為」：柳田国男監修教科書と現代の先進的実践を架橋する観点から」坂口京子、静岡大学教育実践総合センター紀要、23号、10頁、2015 「国語教科書における言語活動(「批評」)の提示形式の比較と事例検討—「ディズニーランドという聖地」(能登路雅子)・「握手」(井上ひさし)の事例検討—：国語教科書における言語活動例の提示形式と学習展開の実態に関する研究」坂口京子、平成27～29年度公益財団法人教科書研究センター教科書等調査研究委託事業報告書、17頁、2018 「主体的・協働的な「読むこと」を推進する資質・能力の育成」坂口京子、月刊国語教育研究、538号、6頁、2017
					平成27年4月～30年3月	静岡県公立中学校 授業分析／ 静岡大学教育学部附属中学校 授業分析	
					平成28年10月	静岡県公立小学校 授業分析	
					平成26年4月～30年3月	静岡大学教育学部附属小学校 共同研究者	
					平成26年4月～30年3月	静岡大学教育学部附属中学校 共同研究者	
					平成26年4月～31年3月	静岡県静岡市 学力向上委員 学校訪問	
					平成26年4月～31年3月	静岡県浜松市 学力向上委員 結果分析・指導	
					平成26年4月～31年3月	静岡県沼津市 教員研修	
					平成28年～29年8月	静岡県志太地区 教員研修	
平成28～29年8月、30年10月	静岡県駿東地区 教員研修						
2	27	実専他	教授	松元 新一郎	平成30年8月	茨城県統計グラフ指導者講習会	「ニュージーランドの統計指導：日本のカリキュラムや指導への示唆」青山和裕、松元新一郎、日本数学教育学会誌・数学教育、日本数学教育学会、第97巻第7号、pp.13-22、2015 「焼津市における算数・数学指導研修会の活動—地域と大学の連携をめざして—」飯塚秀実、八木邦明、福中惇也、永野翔一、杉浦芳久、熊倉啓之、松元新一郎、静岡大学教育実践総合センター紀要、第25巻、pp.63-72、2016 「高等学校数学I「データの分析」の指導に関する教師調査の分析」松元新一郎、久保良宏、熊倉啓之、青山和裕、静岡大学教育学部研究報告(教科教育学編)、第48号、pp.147-160、2017
					平成30年8月	静岡県浜松市教育研究会(数学科研究部)	
					平成30年8月	石川県統計指導者講習会	
					平成30年8月	兵庫県統計教育セミナー	
					平成30年8月	群馬県教育委員会 算数・数学科研修講座	
					平成30年11月	静岡県公立小学校 校内研修	
					平成30年11月	静岡県藤枝市 小学校算数研修会	
					平成23年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属静岡中学校 共同研究者	
					平成21年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属浜松中学校 共同研究者	
					平成21年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属静岡小学校 共同研究者	
3	28	実専他	教授	紅林 秀治	平成17年4月～平成31年3月	藤枝市教育研究会公開授業・助言者	「中学校における計測・制御の学習で身につけさせたい知識と能力(新世代のプログラミング教育特集号)」紅林秀治、システム制御情報学会誌62(7)、pp.260-265、2018 「小学校1年生におけるプログラミング授業の実践」山崎智志・室伏春樹・紅林秀治、静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要No.28、pp.191-199、2018 「設計の学習における最適解を得るまでの思考過程」紅林秀治・村上陽子、教科開発学論集第5号、pp.87-93、2017
					平成17年4月～平成31年3月	焼津市教育研究会公開授業・助言者	
					平成17年4月～平成26年3月	島田市教育研究会公開授業・助言者	
					平成17年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属島田中学校共同研究者	
					平成17年4月～29年3月	静岡大学教育学部附属浜松中学校共同研究者	
					平成17年4月～31年3月	静岡県教育研究会 技術・家庭科 講師	
					平成20年4月～31年3月	静岡県教職員組合 教育研究集会 技術・家庭科 講師	
					平成27年4月～31年3月	静岡県授業作り研修 講師	
					平成27年4月～31年3月	静岡市授業作り研修 講師	
					平成27年4月～29年3月	藤枝市ロボット作り教室 講師	

番号	調書番号	専任等区分	職位	氏名	学校現場等での活動実績		実践的内容に関する論文(査読有)
					年月	内容	
4	29	実専他	教授	矢野 淳	平成30年11月	静岡県公立小学校 研究発表会指導・助言	「英語科教員免許取得希望者へのフォニックス指導」静岡大学教育学部研究報告(教科教育学篇)、第49号、pp.45-56、2018
					平成30年11月	富士市教委 アフター5講座講師	
					平成30年10月	岐阜県私立高校全英連発表のための指導	
					平成30年8月	愛知県三河教育研究会英語(外活)講演	
					平成30年8月	静岡県立高校 TOEFL出張授業	
					平成10年10月～30年11月	静岡大学教育学部附属中学校 共同研究者	
					平成30年7月	浜松市5年経験者研修 英語 講話	
					平成30年2月	静岡県公立小学校 5年生出前授業	
					平成29年8月	静岡県公立小学校 校内研修会講師	
					平成29年8月	長崎市教委 英語教員講習会 講師	
5	30	実専他	教授	田宮 緑	平成29年10月・11月	焼津市公立幼稚園保育研修会	「企業や機関との連携を生かした生活科における動物飼育」田宮緑、静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要、24、pp.95-102、2015
					平成29年10月	南部ブロック自主研修会(静岡市駿河区)	
					平成30年2月	しずおか教師塾(静岡市教育委員会)	
					平成30年6月	興津ブロック自主講演会(静岡市清水区)	
					平成30年6月	理論研修(静岡市こども園課)	
					平成30年6月	藤枝市私立幼稚園・認定こども園協会研修会	
					平成30年9月	焼津市教育研究会研修会	
					平成30年11月	群馬教育委員会東部事務所研修会	
					平成30年11月	静岡市PTA連絡協議会全体研修会	
					平成30年10月	焼津市保育研修会	
6	31	実専他	教授	鎌塚優子	平成29年6月	静岡県立下田高等学校 出張授業	「中学生における健康課題解決のための保健指導の実践—ポスターセッションを通しての課題分析と発信—」伊藤紫乃、鎌塚優子、静岡大学教育実践総合センター紀要 25巻、pp.253-259、2016
					平成30年6月	富士市立第三中学校 校内研修	
					平成30年7月	静岡県田方地区 養護教員研修会	
					平成30年8月	静岡県富士地区 養護教員研修会	
					平成30年8月	静岡県志太地区 養護教員研修会	
					平成30年9月	三島市立山田小学校 校内研修	
					平成30年11月	静岡県人権教育指定研究会発表会講話・助言者	
					平成30年12月	福島県いわき地区 養護教員研修会	
					平成31年1月	三島市立山田中学校 校内研修	
					平成25年10月～30年10月	静岡大学教育学部附属中学校 共同研究者	
						「養護教諭の特性を生かした保健教育—4年生「育ちゆく体とわたし」の授業実践より—」渡邊睦美、鎌塚優子、静岡大学実践総合センター紀要 25巻、pp.251-269、2016	
						「養護教諭の専門性を活かした横断的学習の試み—保健と道徳の繋がりに着目して—」渡邊睦美、鎌塚優子、静岡大学教育実践総合センター紀要 28巻、pp.325-334、2018	

番号	調書番号	専任等区分	職位	氏名	学校現場等での活動実績		実践の内容に関する論文(査読有)
					年月	内容	
7	32	実専他	准教授	高橋智子	平成26年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属静岡小学校及び附属島田中学校 共同研究者	「知的障害のある児童生徒を対象とした造形及びダンスの題材研究」：造形とダンス ワークショップを手がかりとして」高橋智子、山崎朱音、静岡大学教育学部研究報告、教科教育学篇、50、pp.137-152、2018 「図画工作科・国語科における有機的教科連携力リキュラムの開発に関する研究」工藤麻耶、石上靖芳、高橋智子、静岡大学教育実践総合センター紀要、28、pp.250-266、2018 「学校教員養成課程における教科連携による授業実践の試み(no.7)図画工作科・家庭科における連携授業の実践と評価：授業づくりについて」高橋智子、村上陽子、教科開発学論集、4、pp.123-133、2016
					平成26年4月～31年3月	静岡県公立特別支援学校 図工・美術授業研究 助言及び講師	
					平成30年10月	静岡県教育研究静岡県集会 共同研究者	
					平成30年8月	静岡県湖西市授業研図工・美術研修会	
					平成30年8月	三島市教育研究会 夏の研修会	
					平成30年8月	MOA美術館「美育講演会」講師	
					平成30年8月	静岡県教育研究会 美術 志太大会 助言者	
					平成29年8月	浜松市教育研究会図画工作科研究部・第2回研修会 講師	
					平成29年8月	静岡県公立特別支援学校 夏の実技研修会	
					平成29年8月	静岡県総合教育センター 美術文化研修－鑑賞－ 講師	
8	33	実専他	准教授	野津一浩	平成25年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属小学校 共同研究者	「よい体育授業を行うための小学校旧押しの力量に関する研究－学習成果(態度得点)を高める教育内容の捉え方に着目して－」野津一浩・後藤幸弘、日本教科教育学会誌、第38巻第1号、pp.11-24、2015 「体育の授業実践におけるPDCAサイクルの可視化に関する研究－小学校熟練教師の振り返り(リフレクション)を中心として－」野津一浩・櫻井優記・高林智、静岡大学教育学部研究報告(教科教育学篇)、第48号、pp.253-268、2017 「体育授業における児童の思考の様相に関する研究－思考するための知識の必要性－」中村佳世・野津一浩、静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要、No.27、2018
					平成26年4月～31年3月	静岡大学教育学部附属中学校 共同研究者	
					平成26年4月～31年3月	教育研究静岡県集会 共同研究者	
					平成29年12月	静岡大学教育学部附属学校 養護研修	
					平成30年4月～31年3月	浜松市立公立小学校 授業実践研究	
					平成30年5月	静岡大学教育学部附属特別支援学校 校外学習授業	
					平成30年8月	富士市中学校保健体育部会 夏季研修会	
					平成30年10月	磐田市公立小学校 教育研究会	
					平成30年11月	富士市中学校保健体育部会 授業研究会	
					平成30年12月	磐田市公立小学校 校内研修	
9	34	実専他	准教授	小清水 貴子	平成30年6月	静岡県藤枝市小・中学校一斉研修会	「授業者の技能の習得が授業内容に与える影響－和服の着装を扱う授業を事例として－」小清水貴子、家庭科教育研究、第35集、pp.39-44、2014 「校内におけるICT活用推進を促す教員研修の評価方法の提案と効果の検証」小清水貴子・藤木卓・室田真男、日本教育工学会論文誌、Vol.38-2、pp.135-144、2014 「ICT活用推進リーダーを対象にした集合研修の改善と評価」小清水貴子・藤木卓・室田真男、日本教育工学会論文誌、Vol.40-2、pp.113-126、2016
					平成30年6月	静岡県焼津市小・中学校一斉研修会	
					平成30年8月	静岡県浜松市小学校家庭科研究会 夏季研修会	
					平成30年8月	静岡県志太地区教育研究会 夏季研修会	
					平成30年10月	静岡県島田市小・中学校一斉研修会	
					平成30年10月	静岡大学附属浜松小学校 共同研究者	
					平成30年10月	静岡大学教育学部附属静岡中学校 共同研究者	
					平成30年11月	静岡大学教育学部附属島田中学校 共同研究者	
					平成30年11月	静岡県浜松市小・中学校一斉研修会	
					平成30年11月	静岡県小笠地区小・中学校一斉研修会	

番号	調書 番号	専任等 区分	職位	氏名	学校現場等での活動実績		実践的内容に関わる論文(査読有)	
					年月	内容		
10	35	実専他	准教授	山元薫	平成30年5月	静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 校内研修	「県内の知的障害特別支援学校研修課長が抱く校内研修に関する意識調査」静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・資源科学篇)第66号、12頁、2016	
					平成30年6月	静岡市立清水浜田小学校 校内研修		
					平成30年6月	函南町立函南西小学校 校内研修		
					平成30年8月	富士市特別支援教育研修会		
					平成30年8月	富士宮市特別支援教育研修会		「ユニバーサルデザインを意識した生活づくり及び授業づくりの効果」-静岡版ユニバーサルデザインリーフレットチェック項目を用いた学級担任と児童の質問調査から-静岡大学教育学部研究報告(教科教育篇)第48号、13頁、2017
					平成30年8月	小山町教育研究大会		
					平成30年11月	藤枝市立大洲小学校 校内研修		「ユニバーサルデザインの具現化を目指す校内研修の効果-特別支援教育の視点からの授業改善-」静岡大学教育実践総合センター紀要第25号、9頁、2016
					平成30年12月	富士市立大淵第一小学校 校内研修		
					平成31年1月	静岡県立浜松特別支援学校 公開授業研究会		
					平成31年1月	静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 校内研修会		
11	36	実専他	講師	村井大介	平成26年12月	東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会 冬季研究協議会 レポーター	「高等学校「倫理」における問答法を実践する授業」村井大介、『中等社会科21世紀型の授業実践』(中等社会科教育学会査読有刊行物)、学事出版、pp.178-187、2015	
					平成29年7月	民間教育団体「全国民主主義教育研究会」千葉支部例会 講師		
					平成30年6月 ~30年10月	静岡大学教育学部附属浜松中学校 共同研究者		
					平成30年7月	静岡大学教育学部附属中学校 出張授業		「教員養成におけるライフストーリーの応用可能性」村井大介、『日本教師教育学会年報』、第24号、pp.154-164、2015
					平成30年8月	静岡大学教員免許状更新講習 講師		
					平成31年1月	第57回東海社会科研究集会(主催:社会科の初志をつらぬく会、後援:富士市教育委員会) 研究協力者		

国立大学法人静岡大学教職員就業規則

29. 4. 1 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）の教職員の労働条件、服務規律その他就業に関し、必要な事項を定める。

2 この規則及び附属する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。なお、労働協約に別段の定めをおく場合は、それによる。

(教職員の定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、期間の定めのない雇用による常勤の教員、教務職員、技術職員、事務職員、医療職員、技能職員及び労務職員をいう。

2 この規則において「教員」とは、教授、准教授、専任講師、助教、助手、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。

3 この規則において「職員」とは、前項に掲げる職にある者以外の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条に定める教職員に適用する。

2 教員の採用、懲戒及び研修等に関し、別段の定めを置くときは、その定めるところによる。

3 期間を定めて雇用する教職員の就業等に関する事項については、別に定める。

(職掌)

第4条 教職員の職掌に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 採用

(採用)

第5条 教職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教職員の競争試験又は選考に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第5条の2 本学の教育、研究及び産学連携活動の更なる向上を図るため、国立大学法人静岡大学クロスアポイントメント制度（以下「クロスアポイントメント制度」という。）を実施する。

2 クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

(労働条件の明示)

第6条 学長は、採用しようとする教職員に対しては、この規則のほか労基法第15条及び労基法施行規則第5条に定める採用時の給与額、労働時間等を記載した書面（労働条件通知書）を交付する。

(提出書類)

第7条 本学の教職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、学長がその必要を認めない場合は、その一部を省略することがある。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 各種免許・資格に関する証明書
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第7条第1項に定める通知カードの写し、番号利用法第2条第7項に定める個人番号カードの写し又は同条第5項に定める個人番号の記載された住民票記載事項証明書
- (6) 住所届
- (7) 通勤届
- (8) 扶養親族届
- (9) その他本学が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する書類の提出にあたっては、事前に利用の目的について教職員に説明するものとする。

3 第1項の提出書類の記載内容に変更があったときは、教職員は、所定の書式により、その都度速やかに届け出なければならない。

4 教職員の扶養親族が社会保険に関する法令による被扶養者に該当する場合の番号利用法第2条第4項に定める個人番号の収集は当該教職員を介して行う。

（試用期間）

第8条 教職員（附属学校園の教員を除く。）として採用された日から6か月間は、試用期間とする。ただし、学長が特に認める場合は、試用期間を短縮し又は設けないことができる。

2 教職員（附属学校園の教員に限る。）として採用された日から1年間は、試用期間とする。ただし、人事交流協定により地方自治体の教員から引き続き附属学校園の教員となった者については、この限りでない。

3 前項の試用期間において、試用の目的が達せられないと客観的に判断された場合には、必要最小限の範囲で試用期間を延長することができる。

4 学長は、試用期間中の教職員を、勤務成績不良又は心身の故障等の事由により、本学に引き続き雇用しておくことが不適格であると認める場合は、解雇することができる。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

（本採用）

第9条 試用期間を満了した者については、勤務成績、職務遂行能力及び健康状態等を総合的に判断し、適格であるときは本採用とする。

第3章 服務規律

（誠実義務）

第10条 教職員は、本学の社会的使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、相互に人格を尊重するとともに、常に能力の開発及び業務の改善を目指し、協力して本学の運営に当たらなければならない。

(遵守事項)

第11条 教職員は、次の各号に掲げる事項を遵守して職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令、この規則及び附属する諸規程並びに本学諸規則等を遵守すること。
- (2) 業務命令に従い、職場の秩序を保持すること。
- (3) 職場の風紀を乱さないこと。
- (4) 本学の正常な業務の運営を妨害しないこと。
- (5) 職務上の地位を利用して金品の貸借関係を結んだり、贈与及び供応の利益を受けたりしないこと。
- (6) 本学の施設を許可なく利用しないこと。
- (7) 本学の秩序及び規律を乱さないこと。
- (8) 本学の名誉及び信用を失墜させる行為を行わないこと。

(秘密の遵守)

第12条 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も、同様とする。

(兼業)

第13条 教職員が兼業を行おうとする場合は、学長の許可を得なければならない。

- 2 教職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員兼業規程による。

(ハラスメントの防止)

第14条 教職員は、人権侵害及びハラスメントをいかなる形においても行ってはならない。また、常にこれらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員の倫理)

第15条 教職員の遵守すべき倫理に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 勤務

第1節 労働時間、休憩及び休日

(労働時間・休憩・休日)

第16条 教職員の労働時間、休憩及び休日等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程による。

第2節 休暇及び休業

(休暇)

第17条 教職員の休暇に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程による。

(育児休業)

第18条 教職員の育児休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程による。

(介護休業)

第19条 教職員の介護休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員介護休業等規程による。

(自己啓発等休業)

第19条の2 教職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員自己啓発等休業規程による。

第3節 人事異動

(昇進・昇格)

第20条 教職員の昇進及び昇格（以下「昇進等」という。）のための選考は、総合的な能力の評価により行う。

2 教職員の昇進等のための選考の基準は、別に定める。

(配置転換)

第21条 教職員は、業務上の必要により、転勤、職場異動又は従事する職種の変更（以下「配置転換」という。）を命じられることがある。

2 前項に規定する配置転換を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

3 教職員の配置転換に関し必要な事項は、別に定める。

(出向・転籍)

第22条 教職員は、業務上の必要により、出向又は転籍を命じられることがある。

2 前項に規定する出向又は転籍は、教職員の同意を得て行うものとする。

3 教職員の出向又は転籍に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休職

(休職)

第23条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期に休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合

(3) 水難、火災その他の災害等により生死不明又は所在不明の場合

(4) 公職に就任し、長期にわたって本学の職務に従事できない場合

(5) 大学、学校及び研究所等の公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

(6) わが国が加盟している国際機関、外国の政府機関等からの要請に基づき、派遣される場合

(7) 附属学校園教員が大学院修学休業する場合

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職者は、教職員としての身分を保有するが、本学の職務に従事しない。

4 教職員の休職の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(休職期間)

第24条 前条第1項各号に掲げる事由による休職期間（第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3年を超えない範囲内で必要な期間とする。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する期間とする。

（復職）

第25条 学長は、休職中の教職員の休職事由が消滅した場合は、速やかに復職させるものとする。

2 第23条第1項第1号に該当する休職者が復職する場合は、本学の指定する医師による休職事由消滅の診断書を学長に提出しなければならない。

3 教職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態及びその他の事情を考慮して、他の職務に就かせることができる。

4 休職事由が消滅し、復職を命じられたにもかかわらず、教職員が正当な理由なく復職しない場合は、復職発令の日より無断欠勤の取扱いとする。

第5節 降格

（降格）

第26条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降格させることがある。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障を来す場合
- (3) その他職務の遂行に必要な適格性を欠く場合

第6節 評価

（勤務成績の評定）

第27条 教職員の勤務成績について、評定を実施する。

2 教職員の評価に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程及び国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程による。

3 前項の規定にかかわらず、国立大学法人静岡大学年俸制適用教員給与規程の適用教員に係る年俸額に関する評価については、年俸制運用細則の定めるところによる。

第5章 給与

（給与）

第28条 教職員の給与に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員給与規程及び国立大学法人静岡大学年俸制適用教員給与規程による。

（退職手当）

第29条 教職員の退職手当に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員退職手当規程による。

第6章 退職及び解雇

（退職）

第30条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、本学の教職員としての身分を失う。

- (1) 死亡した場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 本人から退職の申し出があり、所定の手続きが完了した場合
- (4) 第24条の休職期間が満了しても復職できない場合
- (5) 本学の専任役員に就任した場合

2 前項第3号により退職しようとする場合には、退職を予定する日の少なくとも14日前までに文書をもって学長に届け出なければならない。

(定年)

第31条 教職員は、定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

2 教職員の定年年齢は、満60歳とする。ただし、次の各号に掲げる教職員の定年年齢は、当該各号に定める年齢による。

- (1) 教員（副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。次条において同じ。） 満65歳
- (2) 労務職員 満63歳

(教職員の早期退職)

第31条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集を行うことができる。

2 前項の教職員の早期退職に関し、必要な事項は、別に定める。

(再雇用)

第32条 第31条第1項の規定により退職した教職員については、引き続き再雇用することができる。

2 教職員の再雇用に関し必要な事項は、別に定める。

(解雇)

第33条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良で、向上の見込みがない場合
- (2) 心身の故障のため職務遂行に堪えられない場合
- (3) その他職務の遂行に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 第40条第2項に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められた場合
- (5) 事業の縮小、閉鎖その他やむを得ない経営上の必要がある場合

(解雇の制限)

第34条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間及びその後30日間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病に罹り、療養のため休業する期間
- (2) 産前産後の女性教職員が国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程に基づいて休業する期間

2 前項の規定は、業務上の傷病の場合において、療養開始後3年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合は、適用しない。

(解雇の予告)

第35条 教職員を解雇する場合は、30日以上前に本人に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分に相当する解雇予告手当を支給する。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数分を短縮することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく即時に解雇するものとする。

(1) 試用期間中の者を採用の日から14日以内に解雇する場合

(2) 懲戒解雇する場合

(退職時の物品等の返還)

第36条 教職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用している物品等を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第37条 教職員から労基法第22条に定める退職証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第7章 表彰及び懲戒等

第1節 表彰

(表彰)

第38条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。

(1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の教職員の模範となる場合

(2) 社会的功績により本学の名誉となり、他の教職員の模範となる場合

(3) 本学の発展に大きな貢献を果たした場合

(4) 本学において重大な事故、災害を未然に防止し、又は事故、災害への対処において、その功績が顕著であった場合

(5) その他、学長が特別に認めた場合

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 懲戒等

(懲戒の種類)

第39条 懲戒の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。ただし、減給額は、一事案について平均賃金1日分の2分の1を超えないものとし、複数の事案に及ぶ場合は、総額において給与算定期間の給与総額の10分の1を超えないものとする。

(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、14日間を限度として出勤を停止し、その間の給与を支給しない。

(4) 停職 1か月以上6か月以下の期間職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(5) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告しこれを受け入れた場合、30日前の予告若しくは30日以上平均賃金の支払いをして解雇する。ただし、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。

(6) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

(懲戒の事由)

第40条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じ、戒告、減給、出勤停止又は停職とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退をした場合
- (2) 正当な理由なく、無断欠勤し、出勤の督促に応じなかった場合
- (3) 正当な理由なく、みだりに職場を離脱し、業務に支障を来した場合
- (4) 職務怠慢により、本学に災害又は事故を引き起こし、損害を与えた場合
- (5) 故意又は重大な過失により、本学の施設、備品及び機器等を破壊したり、帳票類又はデータ等の資料を紛失若しくは破壊した場合
- (6) 正当な理由なく業務命令に反し、業務に支障を来した場合
- (7) 本学の秘密を他に漏らし、本学に損害を与えた場合
- (8) 本学が保有する特定個人情報（番号利用法第2条第8項に定める特定個人情報をいう。以下同じ。）を不当に取得した場合
- (9) 本学が保有する特定個人情報を過失により漏えい又は流出させた場合
- (10) 研究過程又は研究成果物等において、虚偽あるいは不正なデータ等を使用又は使用させた場合
- (11) 研究費等の公的資金の使用及び管理において、不適切又は不正な行為等を行った場合
- (12) 許可なく兼業を行い、職務に支障を来した場合
- (13) 素行不良で本学の風紀秩序を乱した場合
- (14) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (15) 重ねて訓告又は嚴重注意を受けたにもかかわらず、なお改悛の情が明らかでない場合
- (16) この規則及び附属する諸規程並びに本学諸規則等によって遵守すべき事項に違反した場合
- (17) その他前各号に準ずる行為があった場合

2 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒解雇とすることができる。ただし、平素の勤務態度その他情状によっては、停職又は諭旨解雇とすることがある。

- (1) 正当な理由なく、長期にわたり無断欠勤した場合
- (2) 職務怠慢により、本学に災害又は事故を引き起こし、重大な損害を与えた場合
- (3) 本学の物品を許可なく他に流用し、又は本学の金品を着服した場合
- (4) 本学の秘密を他に漏らし、本学に重大な損害を与えた場合
- (5) 本学が保有する特定個人情報を故意又は重大な過失により漏えい又は流出させた場合
- (6) 重大な経歴詐称をした場合
- (7) 他人の発明、著作及び論文等を剽窃した場合

- (8) 研究過程又は研究成果物等において、データの改ざん・ねつ造等重大な不正行為を行った場合
- (9) 研究費等の公的資金の使用及び管理において、重大な不正行為を行った場合
- (10) 許可なく兼業を行い、職務に重大な支障を来した場合
- (11) 刑事事件に関与し、有罪判決を受けた場合
- (12) 重ねて戒告、減給、出勤停止又は停職等の懲戒処分を受けたにもかかわらず、なお改悛の情が明らかでない場合
- (13) この規則及び附属する諸規程並びに本学諸規則等によって遵守すべき事項に違反し、その程度が著しい場合
- (14) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があった場合
(懲戒手続)

第41条 懲戒手続に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員懲戒規程による。

(訓告等)

第42条 服務を厳正にし、規律を保持する必要がある場合は、学長は教職員に対して懲戒処分によらず、訓告又は嚴重注意あるいは注意（以下「訓告等」という。）を行うことができる。

2 訓告等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員訓告等規程による。

第8章 出張及び研修

(出張)

第43条 本学の業務上必要がある場合は、教職員に出張を命じることができる。

2 出張に関し必要な事項は、別に定める。

(研修)

第44条 本学の業務上必要がある場合は、教職員に研修を命じることができる。

2 研修に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 安全及び衛生

(遵守義務)

第45条 教職員は、この規則及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令に基づいて、常に安全、衛生及び健康管理に留意するほか、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第46条 教職員は、本学が行う安全、衛生に関する教育を受けなければならない。

(防災・事故防止)

第47条 教職員は、地震、火災その他の非常災害を感知、発見又はその危険を知ったときは、臨機の措置をとるとともに、その旨を直ちに所属長その他関係者に連絡してその指示に従い、被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

2 教職員は、常に事故防止に心がけ、職務遂行時には安全確保に必要な行動をとるよう努めなければならない。

3 教職員は、大規模地震の予知に関する法令に基づく措置がとられ、又は大規模地震が発生した場合には、別に定める静岡大学自主防災規則に従って、協力して事態に対処するよう努めなければならない。

(健康診断等)

第48条 教職員は、本学が毎年定期又は臨時に行う健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査並びにその結果に基づく面接指導（以下「面接指導」という。）を受けなければならない。

2 教職員の健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査並びに面接指導については、別に定める国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程による。

(安全・衛生の確保)

第49条 教職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程による。

第10章 福利厚生

(福利厚生)

第50条 教職員の福利厚生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 苦情処理

(苦情処理)

第51条 教職員の労働条件に関する苦情を迅速かつ公正に処理するため、本学に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 雑則

(災害補償)

第52条 教職員が業務上若しくは通勤途上において負傷し、或いは死亡し、又は業務上疾病に罹った場合には、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより災害補償を行う。

2 法定外補償に関し必要な事項は、別に定める。

(損害賠償義務)

第53条 教職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合には、その全部又は一部を賠償させることができる。ただし、これによって、この規則に定める懲戒を免れることはできない。

(規則の改廃)

第54条 この規則及び附属する諸規程を改廃する場合は、事業場の教職員の過半数を代表する者の意見を聴いて行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、本規則の施行日の前日から在職する教職員の同条第1項第5号に規定する書類は、本規則施行後別途決められた方法で速やかに提出するものとする。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

国立大学法人静岡大学特任教員規程

30. 4. 1 最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)が雇用する国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則第2条及び国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則第2条に定める特任教授、特任准教授、特任助教及び特任教諭(以下「特任教員」という。)に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 特任教員は、本学が実施する教育・研究の業務の一層の充実と活性化に資することを目的とし、本学が特に指定した業務に専ら従事する。

(契約)

第3条 特任教員の雇用契約期間は、3年の範囲内の期間をもって締結する。ただし、プロジェクト等の完了に必要な期間が3年を超える場合、又は博士の学位及び高度の専門的知識等を有するもので、当該知識等を必要とする業務に従事させる場合には5年の範囲内とすることがある。

2 前項の雇用契約の更新は、最初の契約から通算して10年(特任教諭にあつては5年)を超えないものとする。

3 前項の雇用契約の期間は、当該雇用契約前において、本学の規則等に基づき、本学に期間を定めて雇用されていた者については、当該本学に期間を定めて雇用されていた期間(特任教授、特任准教授及び特任助教については、学部生及び大学院生である間に雇用されていた期間を除く。)を含むものとする。ただし、本学との間で締結された一の有期雇用契約の雇用期間が満了した日と本学との間で締結された次の有期雇用契約の雇用期間の初日との間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間に該当する期間がある場合には、当該空白期間前の雇用契約期間は含まない。

(勤務形態)

第4条 特任教員の勤務形態は、次の各項のいずれかによる。

- (1) 国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第3条の規定によるもの。(以下「フルタイム勤務」という。)
- (2) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員労働時間等に関する規程第3条の規定によるもの。(以下「短時間勤務」という。)

(休暇)

第5条 特任教員の休暇は、勤務形態の別によりそれぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) フルタイム勤務の者は、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程を適用する。
- (2) 短時間勤務の者は、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員休暇等規程を適用する。

(給与等)

第6条 フルタイム勤務の特任教授、特任准教授、特任助教の給与は年俸制とし、別表1の基本年俸表を適用して個別の労働契約により定める。年俸制特任教員の基本給月額、基本年俸額の12分の1の額とする。

2 短時間勤務の特任教授、特任准教授、特任助教の給与は時間給制とし、別表2の時間給表を適用して、個別の労働契約により定める。

- 3 特任教諭の給与は、個別の労働契約により定める。
- 4 特任教員の諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当及び時間外労働手当を支給し、その他の手当は支給しない。
- 5 特任教員には賞与及び退職手当は支給しない。
- 6 特任教員は、第3条第1項の契約期間中は昇給しない。
- 7 本条各項の規定によるほか、特任教員の給与の支給等に関する取扱いは、勤務形態の別により、それぞれ次の各号の定めるところによる。
 - (1) フルタイム勤務の者は、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程を適用する。
 - (2) 短時間勤務の者は、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員給与規程を適用する。(その他)

第7条 その他特任教員の就業に関しては、国立大学法人静岡大学教員の就業に関する規程を適用するほか、勤務形態の別により次の各号の定めるところによる。

- (1) フルタイム勤務の者は、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則を適用する。
- (2) 短時間勤務の者は、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則を適用する。

- 2 この規程に定めるもののほか、特任教員の配置、選考その他特任教員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。
(適用除外)

第8条 第1条から第3条までの規定を除き、この規程は、国立大学法人静岡大学クロスアポイントメント制度に関する規程第2条第3号ロに定める特任教授、特任准教授又は特任助教については、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に静岡大学客員教授及び客員准教授選考規則(平成元年7月19日制定)の規定に基づく選考により、客員教授又は客員准教授として寄附講座又は寄附研究部門に配置されている者については、この規程の規定により特任教授、特任准教授又は特任助教として選考されたものとみなす。
- 3 国立大学法人静岡大学特任教授規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前に特任教員であった者については、改正前の規程によるものとする。ただし、学長が特に認めたものにあつてはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 特任教員基本年俸表（第 6 条第 1 項関係）

号	基本年俸額	基本給月額
1	3,600,000円	300,000円
2	3,840,000円	320,000円
3	4,080,000円	340,000円
4	4,320,000円	360,000円
5	4,560,000円	380,000円
6	4,800,000円	400,000円
7	5,040,000円	420,000円
8	5,280,000円	440,000円
9	5,520,000円	460,000円
10	5,760,000円	480,000円
11	6,000,000円	500,000円
12	6,240,000円	520,000円
13	6,480,000円	540,000円
14	6,720,000円	560,000円
15	6,960,000円	580,000円
16	7,200,000円	600,000円
17	7,440,000円	620,000円
18	7,680,000円	640,000円
19	7,920,000円	660,000円
20	8,160,000円	680,000円
21	8,400,000円	700,000円
22	8,640,000円	720,000円
23	8,880,000円	740,000円
24	9,120,000円	760,000円
25	9,360,000円	780,000円
26	9,600,000円	800,000円
27	9,840,000円	820,000円
28	10,080,000円	840,000円
29	10,320,000円	860,000円
30	10,560,000円	880,000円
31	10,800,000円	900,000円
32	11,040,000円	920,000円
33	11,280,000円	940,000円
34	11,520,000円	960,000円
35	11,760,000円	980,000円
36	12,000,000円	1,000,000円
37	12,600,000円	1,050,000円
38	13,200,000円	1,100,000円
39	13,800,000円	1,150,000円
40	14,400,000円	1,200,000円

41	15,000,000円	1,250,000円
42	15,600,000円	1,300,000円
43	16,200,000円	1,350,000円
44	16,800,000円	1,400,000円
45	17,400,000円	1,450,000円
46	18,000,000円	1,500,000円
47	18,600,000円	1,550,000円
48	19,200,000円	1,600,000円
49	19,800,000円	1,650,000円
50	20,400,000円	1,700,000円

別表2 特任教員時間給表（第6条第2項関）

号	時間給
1	1,100円
2	1,200円
3	1,300円
4	1,400円
5	1,500円
6	1,600円
7	1,700円
8	1,800円
9	1,900円
10	2,000円
11	2,100円
12	2,200円
13	2,300円
14	2,400円
15	2,500円
16	2,600円
17	2,700円
18	2,800円
19	2,900円
20	3,000円
21	3,500円
22	4,000円
23	4,500円
24	5,000円
25	5,500円
26	6,000円
27	6,500円
28	7,000円

29	7,500円
30	8,000円
31	8,500円
32	9,000円
33	9,500円
34	10,000円
35	10,500円
36	11,000円
37	11,500円
38	12,000円

新教職大学院の専任教員の学部等での担当授業科目一覧

分野	氏名	学部	大学院(博士課程)	
教育方法	村山 功	マルチメディア, 教育課程論, 教育の方法・技術	教育プログラム開発論, 教育工学論研究	
	石上靖芳	総合・特別活動論, 教育課程論		
	町 岳	教育課程論, 教育の方法・技術		
教科教育	国語	大塚 浩	国語科教育法Ⅰ, 中等国語科教育法Ⅱ, 中等国語科教育法Ⅳ, 国語科教育特論	
		坂口京子	国語科教育法Ⅰa, 国語科実践論, 中等国語科教育法Ⅲ, 中等国語科教育法Ⅳ	国語教育論研究
	社会	磯山恭子	初等生活科教育法Ⅰ・Ⅱ, 初等社会科教育法Ⅰ・Ⅱ, 中等社会科教育法Ⅰ(公民分野), 中等社会科教育法Ⅱ(地理歴史分野), 社会科教育演習Ⅰ, 社会科教育特論Ⅱ, 教職実践演習	
		村井大介	初等生活科教育法Ⅰ・Ⅱ, 初等社会科教育法Ⅰ・Ⅱ, 中等社会科教育法Ⅱ(地理歴史分野), 中等社会科教育法Ⅳ(公民分野), 社会科教育演習Ⅱ, 社会科教育特論Ⅰ, 社会学特論, 教職実践演習	
	数学	熊倉啓之	算数科教育法Ⅰ, 中等数学科教育法Ⅰ, 中等数学科教育法Ⅳ, 数学科教育特論Ⅰ, 算数・数学科教科内容指導論Ⅰ	数学教育論研究
		松元新一郎	算数科教育法Ⅰ, 中等数学科教育法Ⅱ, 中等数学科教育法Ⅲ, 数学科教育特論Ⅱ, 算数・数学科教科内容指導論Ⅰ	
	理科	小南陽亮	生態学, 生物学実験Ⅰ・Ⅱ, 基礎生物学, 応用生物学, 生物学原書講読, 自然観察フィールドワーク, 専門基礎理科, 自然と環境教育, 理科教科内容指導論Ⅱ	生物教育内容論研究, 教育プレゼンテーション論
		郡司賀透	中等理科教育法Ⅱ, 理科教育演習Ⅱ	理科教育論研究
	音楽	寶福英樹	声楽, 専門基礎音楽, 合唱, 音楽文化研究, 発達音楽学Ⅰa, 発達音楽学Ⅱa, 発達音楽学Ⅲ, 発達音楽学Ⅳ	
		長谷川慎	初等音楽科教育法, 中等音楽科教育法Ⅰ, 中等音楽科教育法Ⅱ, 中等音楽科教育法Ⅲ, 中等音楽科教育法Ⅳ, 音楽科教科内容指導論Ⅰ, 音楽科教科内容指導論Ⅱ, 教職実践演習, 情報処理, 新入生セミナー, 発達音楽学Ⅰa, 発達音楽学Ⅰb, 発達音楽学Ⅱa, 発達音楽学Ⅱb, 発達音楽学Ⅲ, 発達音楽学Ⅳ, 音楽文化研究	表現・鑑賞論
	美術	芳賀正之	図画工作科教育法Ⅰ, 中等美術科教育法Ⅱ, 中等美術科教育法Ⅳ, 美術科教科内容指導論Ⅱ	
		高橋智子	教職実践演習(教諭), 図画工作科教育法Ⅰ, 専門基礎図画工作, 中等美術科教育法Ⅰ, 中等美術科教育法Ⅲ, 美術科教科内容指導論Ⅱ, 美術教育研究	

分野	氏名	学部	大学院(博士課程)	
教科教育	保体	赤田信一	体育科教育法Ⅰ, 保健体育科教育法Ⅰ, 保健科教育Ⅱ, 学校健康教育, 保健体育科教科内容指導論Ⅰ, 学校保健	
		野津一浩	体育科教育法Ⅰ, 専門基礎体育, 保健体育科教育法Ⅰ, 保健体育科教育法Ⅱ, 保健体育科教育法Ⅲ, 保健体育科教科内容指導論Ⅰ, 陸上競技, 体育実技	
	技術	紅林秀治	技術科教育法Ⅲ, 技術科教育法Ⅳ, 金属加工学, 金属加工学応用, 金属加工実習, 金属加工演習	技術教育教材論研究
		室伏春樹	技術科教育法Ⅱ, 工業科教育法Ⅱ, 情報科教育法Ⅰ, 教職実践演習(教諭), 技術科教科内容指導論Ⅰ, 技術教育研究, 情報工学, 情報処理基礎実習, 情報処理応用実習, 情報工学特論	
	家庭	色川卓男	家庭経営学, 消費者市民教育論, 消費者教育演習	
		小清水貴子	専門基礎家庭, 初等家庭科教育法Ⅰ・Ⅱ, 中等家庭科教育法Ⅱ, 中等家庭科教育法Ⅲ, 生活情報処理, 教職実践演習, 家庭科教育演習Ⅰ, 家庭科教育演習Ⅱ	
	英語	矢野 淳	中等英語科教育法Ⅰ, 英語科教育法Ⅰ, 専門基礎英語, 英語演習Ⅰ	
		亙理陽一	英語学習法, 中等英語科教育法Ⅱ, 中等英語科教育法Ⅲ, 教職実践演習	
生徒発達支援	小林朋子	生徒指導, 生徒指導(養護), 学校カウンセリング論, 学校心理学, 児童理解の方法, 教育心理学演習, 教育心理学実践研究Ⅰ, 教育心理学実践研究Ⅱ, 学校安全と危機管理, 学校におけるリスク管理, 教育・学校心理学(人文), 地震防災(学際)		
	井出智博	心理学入門, 心理検査・測定法, 発達臨床心理学, 教育相談		
	鈴木秀志	特別活動論		
	伊藤公介	生徒指導		
特別支援教育	大塚 玲	特別支援教育概論Ⅰ, 知的障害者の心理, LD等教育総論, 障害児心理検査演習, 発達障害者指導演習, 特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解		
	山元 薫	新入生セミナー, 教職実践演習, 知的障害者指導法, 知的障害者教育課程論, 障害児教育体験演習, 特別支援教育特講Ⅱ, 障害者生活支援論, 特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解		
幼児教育	田宮 緑	専門基礎生活, 乳幼児理解の理論と方法, 保育内容「環境」の指導法, 幼児と環境, 保育内容総論, 保育の計画と評価		
	石原剛志	子どもの権利と幼児教育、子ども家庭福祉、社会福祉、社会的養護Ⅰ、社会的養護Ⅱ、子育て支援		

分野	氏名	学部	大学院(博士課程)
養護教育	鈴江 毅	精神保健, 臨床医学概論, 臨床医学各論 I, 臨床実習 II, 保健統計学, 予防医学, 学校環境衛生, 学校看護学, 学校救急法概論, 臨床医学各論 II, 予防医学, 学校保健	
	鎌塚優子	養護学概論 I, 養護学概論 II, 養護教諭の活動の実際 I, 養護教諭の活動の実際 II, 保健科教育法 I, 学校保健, 学校保健演習, 健康相談, 健康相談演習 I, 健康相談演習 II, 臨床実習 I, 学校保健と学校経営, 特別支援教育と保健教育, 健康体育 II, 学校生活支援概論, 教職実践演習(保健), 教職実践演習(養護教諭), 新入生セミナー	基礎開発学実践論, 養護実践教育論研究
現代的教育課題	宇都宮裕章	初等学習開発学概論, 確かな学力と資質・能力の育成, 初等学習開発学PBL I, 初等学習開発学PBL II, 初等学習開発学演習I, 初等学習開発学演習II, 言語活動研究, 学校日本語教育論	
	塩田真吾	ICTを活用した教育, 情報と社会, メディア教育実践学, 情報モラル・セキュリティ, マルチメディア, 情報科教育法 II, 情報処理	
学校組織	武井淳史	教職入門	
	渋江かさね	教職入門, 生涯学習概論 II, 社会教育実習, 社会教育特講	
	島田桂吾	教育と社会, 教育経営論	
	小岱和代	教育と社会	
	吉澤勝治	教育と社会, 教育課程論	

新教職大学院 履修モデルと時間割モデル

1 教育実践力育成コース

★養成する人材像と教育目標

教育活動に積極的に取り組み、将来的にリーダー的役割を担うことのできる新人教員を養成する。

「4つの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め、基盤的学力を身につけること」を共通目標とした上で、特に4つの資質・能力に関わるいずれかの分野に重点をおいて学びを深め、高度な実践的指導力の育成・向上を目指す。

★履修モデル

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
4つの資質・能力に関わる基盤的学力の育成	共通科目			
分野に関わる高度な実践的指導力の育成		分野必修科目		
個人の教育課題の探究に関わる理解の深化		自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目
個人の教育課題の探究の推進			課題研究Ⅰ	課題研究Ⅱ
理論と実践の融合	基盤実習	教育実践力高度化実習Ⅰ	教育実践力高度化実習Ⅱ	
学びの評価		構想発表会	中間発表会	最終試験

★履修時間割例

1年前期	月	火	水	木	金
8:40～				基盤実習	
10:20～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
12:45～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
14:25～		共通科目			
16:05～					

共通科目 18単位
実習科目 3単位

1年後期	月	火	水	木	金
8:40～				教育実践 力高度化 実習Ⅰ	
10:20～	分野必修	分野必修	自由選択		分野必修
12:45～					
14:25～					
16:05～					

分野必修
6単位
自由選択
2単位
実習科目
3単位

2年前期	月	火	水	木	金
8:40～				教育実践 力高度化 実習Ⅱ	
10:20～	自由選択	自由選択			
12:45～					課題研究Ⅰ
14:25～					
16:05～					

自由選択
4単位
課題研究
2単位
実習科目
a単位※

2年後期	月	火	水	木	金
8:40～				教育実践 力高度化 実習Ⅱ	
10:20～					
12:45～		自由選択			課題研究Ⅱ
14:25～					
16:05～					

自由選択
2単位
課題研究
2単位
実習科目
b単位※

※a+b=4

共通科目	18単位	
分野必修	6単位	
自由選択	8単位	
実習科目	10単位	
課題研究	4単位	
		合計 46単位

2 教育実践開発コース

★養成する人材像と教育目標

指導主事など専門研修リーダーとして活躍できる中堅教員を養成する。

「4つの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め、基盤的学力を身につけること」を共通目標とした上で、特に4つの資質・能力に関わるいずれかの分野に重点をおいて学びを深め、高度な実践的指導力の育成・向上を目指す。

★履修モデル

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
4つの資質・能力に関わる基盤的学力の向上	共通科目			
分野に関わる高度な実践的指導力の向上		分野必修科目		
個人の教育課題の探究に関わる理解の深化		自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目
個人の教育課題の探究の推進			課題研究Ⅰ	課題研究Ⅱ
理論と実践の融合	訪問実習	学校改善力高度化実習Ⅰ	学校改善力高度化実習Ⅱ	
学びの評価	情報交換会	構想発表会	中間発表会	最終試験 成果発表会

★履修時間割例

1年前期	月	火	水	木	金
8:40～				訪問実習	
10:20～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
12:45～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
14:25～		共通科目			
16:05～					

共通科目
18単位
実習科目
2単位

1年後期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 I	
10:20～	分野必修	分野必修	自由選択		分野必修
12:45～					
14:25～					
16:05～					

分野必修
6単位
自由選択
2単位
実習科目
3単位

2年前期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 II	
10:20～	自由選択	自由選択			
12:45～					課題研究 I
14:25～					
16:05～					

自由選択
4単位
課題研究
2単位
実習科目
a 単位※

2年後期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 II	
10:20～					
12:45～		自由選択			課題研究 II
14:25～					
16:05～					

自由選択
2単位
課題研究
2単位
実習科目
b 単位※

※a+b=5

共通科目	18 単位	
分野必修	6 単位	
自由選択	8 単位	
実習科目	10 単位	
課題研究	4 単位	
	合計	46 単位

3 学校組織開発コース

★養成する人材像

管理職など教育組織を管理運営するリーダーとして活躍できる中堅教員等を養成する。

「4つの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め、基盤的学力を身につけること」を共通目標とした上で、特に4つの資質・能力に関わるいずれかの分野に重点をおいて学びを深め、高度な実践的指導力の育成・向上を目指す。

★履修モデル

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
4つの資質・能力に関わる基盤的学力の向上	共通科目			
分野に関わる高度な実践的指導力の向上		分野必修科目	分野必修科目	
個人の教育課題の探究に関わる理解の深化			自由選択科目	自由選択科目
個人の教育課題の探究の推進			課題研究Ⅰ	課題研究Ⅱ
理論と実践の融合	訪問実習	学校改善力高度化実習Ⅰ	学校改善力高度化実習Ⅱ	
学びの評価	情報交換会	構想発表会	中間発表会	最終試験 成果発表会

★履修時間割例

1年前期	月	火	水	木	金
8:40～				訪問実習	
10:20～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
12:45～	共通科目	共通科目	共通科目		共通科目
14:25～		共通科目			
16:05～					

共通科目
18単位
実習科目
2単位

1年後期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 I	
10:20～	分野必修	分野必修	分野必修		分野必修
12:45～					
14:25～					
16:05～					

分野必修
8単位
自由選択
2単位
実習科目
3単位

2年前期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 II	
10:20～	分野必修	分野必修			
12:45～					課題研究 I
14:25～					
16:05～					

分野必修
4単位
課題研究
2単位
実習科目
a 単位※

2年後期	月	火	水	木	金
8:40～				学校改善 力高度化 実習 II	
10:20～					
12:45～		自由選択他*			課題研究 II
14:25～					
16:05～					

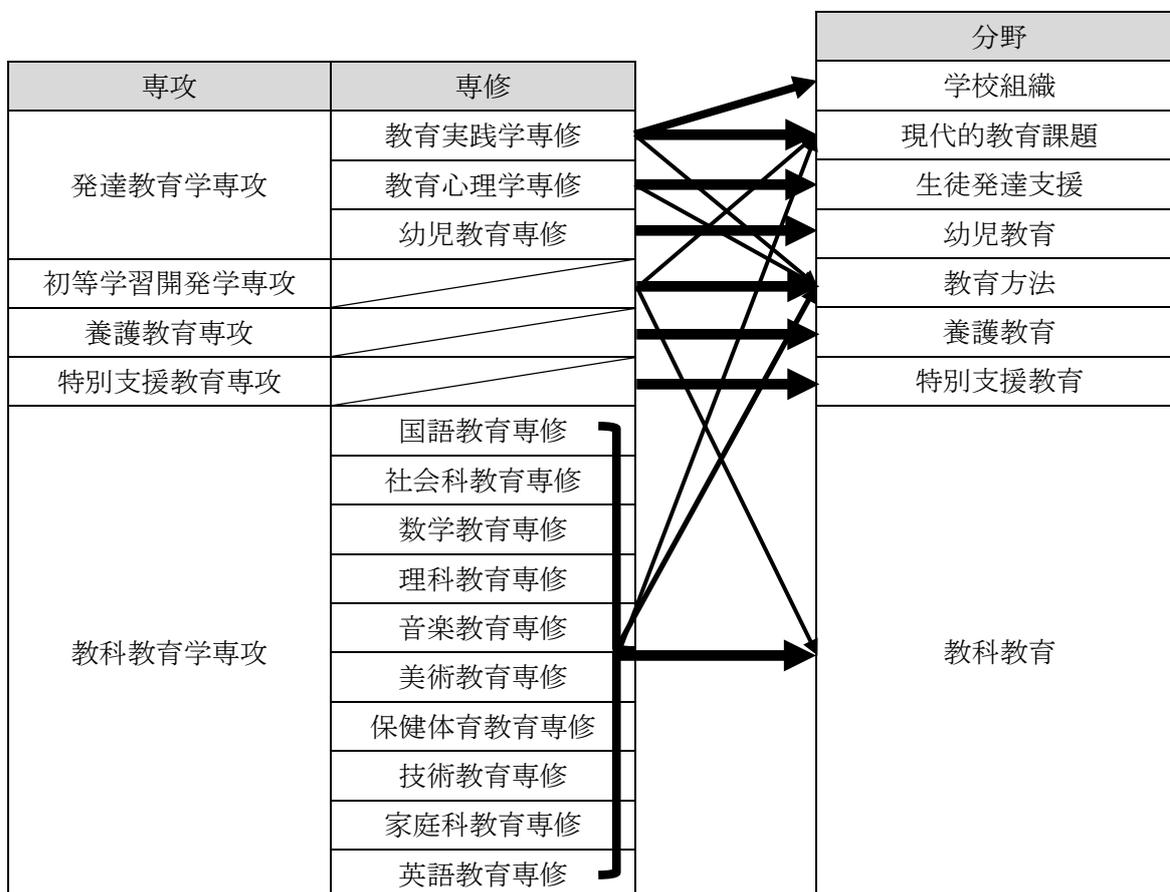
自由選択
2単位
課題研究
2単位
実習科目
b 単位※

*は、他分野の自由選択科目

※a+b=5

共通科目	18 単位	
分野必修	12 単位	
自由選択	2 単位 (他分野)	
実習科目	10 単位	
課題研究	4 単位	合計 46 単位

教育学部・専攻専修と新教職大学院・分野の関係



教評価第 2 号
平成 31 年 4 月 1 日

国立大学法人静岡大学長
石 井 潔 殿

一般財団法人教員養成評価機構
理事長 田村 哲夫



静岡大学教職大学院の認証評価実施について

貴学に設置予定の専門職大学院設置基準第 26 条に規定される教職大学院について、
学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機
構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学内
一般財団法人教員養成評価機構事務局

小勝・谷田部・井村

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp